広島市三和地域包括支援センター
なんでも情報誌
地域と共に
～地域に根ざしたかかわりを～
第27号
平成24年9月1日発行

防災の日について

９月１日は「防災の日」、８月 30 日～９月５日は「防災週間」です。９月１日は、関東大震災が発生した日であるとともに、暦の上では二百十日に当たり、台風シーズンを迎える時期でもあり、また、昭和 34 年９月 26 日の「伊勢湾台風」によって、戦後最大の被害を被ったことが契機となって、地震や風水害に対する心構え等を育成するため、防災の日が創設されました。

介護保険シリーズ①

住宅改修について

住宅改修は利用者の居宅の一部を改修し、①困難な動作を可能にする、②可能な動作をより安全に行うなど、生活の質の向上に資することを目的としています。要介護および要支援状態区分にかかわらず、２０万円(自己負担１割)が上限額です。２０万円を超えた場合はその超えた分が全額負担となります。また、年度に関係なく数回に分けて利用できます。

平成 18 年度より住宅改修費の申請方法が事後申請から事前申請に変わりました。

① 廊下、浴室への手すりの設置

廊下、トイレ、浴室、玄関から道路までの通路等に、転倒防止や移動補助のための手すりを取り付けます。

② 段差解消のためのスロープの設置

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の段差及び玄関から道路までの通路等

の段差を解消するために、敷居を低くしたりスロープを設置する等の改修をします。

③ 滑り防止のための床材変更

居室を畳敷きから板張りやビニール系床材等に、浴室の床を滑りにくいものに変更します。通路面においては滑りにくい舗装材への変更を検討します。

④ 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸や折り戸、アコーディオンカーテン等に取替えます。ドアノブの変更や戸車の設置も含みます。

⑤ 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える場合が支給対象です。

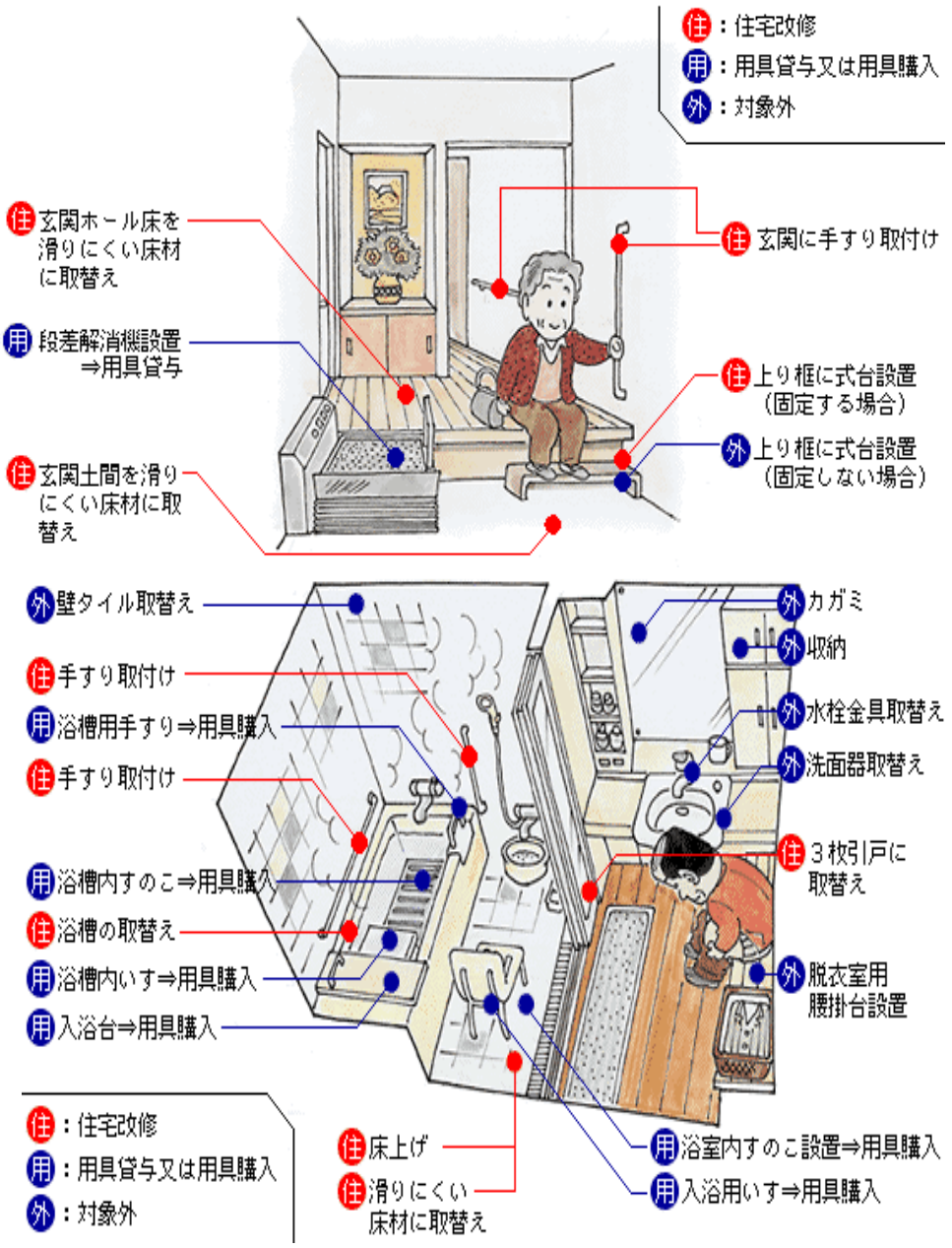

⑥ 住宅改修費の例外

住宅改修が 20 万円を超えた場合、それ以外の利用は出来ませんが、例外があります。それは介護度が 3 段階以上（要支援者は 4 段階）上がった（悪くなった）場合です。この場合、支給限度額はリセットされ 1 回に限り再度 20 万円まで利用可能となります。また、転居した場合も再度支給可能です。

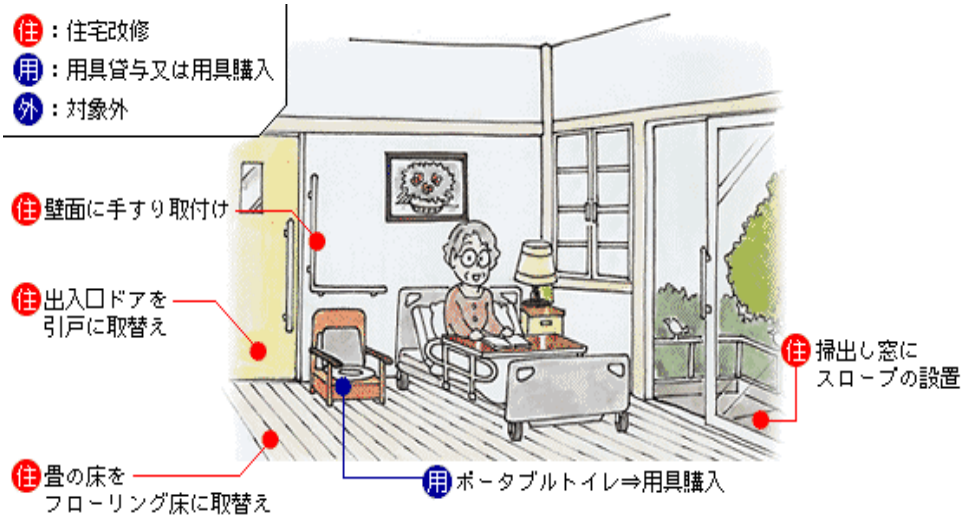

※ 詳しい事は、地域包括支援センターや介護支援専門員にお尋ねください。

発行元：広島市三和地域包括支援センター ところ 佐伯区五日市町石内6405-1 でんわ 082-926-0025
（扱）広島市佐伯区健康長寿課 943-9728